

郡山市楽都郡山ロゴマーク使用に関する要綱

平成21年 8 月 1 日制定

平成26年 4 月 1 日一部改正

平成27年 4 月 1 日一部改正

令和元年12月 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

[文化スポーツ観光部観光政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市楽都郡山ロゴマーク（郡山市楽都郡山ロゴマークデザインマニュアル（平成21年 8 月 1 日制定。以下「マニュアル」という。）において規定された郡山市楽都郡山ロゴマークをいう。以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 ロゴマークは、郡山市のイメージアップ等のために使用する場合に限り、使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用することができない。

- (1) 郡山市の信用又は品位を害する使用と認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動に関する使用と認められるとき。
- (3) 自己の商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用のおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適切な使用と認めるとき。

(使用方法)

第3条 ロゴマークの使用に当たっては、マニュアルに基づいて使用しなければならない。

(使用届出)

第4条 ロゴマークを使用しようとするものは、郡山市楽都郡山ロゴマーク使用届出書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市が使用するとき。
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の中止等)

第6条 市長は、ロゴマークを使用しようとするもの又は使用しているもの（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を差し止め、又は中止させることができる。

- (1) 第2条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 虚偽の届出をしたとき。

2 市長は、ロゴマークの使用を差し止め、又は中止させるときは、郡山市楽都郡山ロゴマーク使用差止（中止）通知書（第2号様式）により、使用者に通知するものとする。

(免責)

第7条 前条の規定によりロゴマークの使用を差し止め、又は中止させた場合において、使用者又はその関係者に損害が生じて、市は、損害賠償その他の責任を負わない。

2 使用者（市を除く。）がロゴマークの使用によって第三者に対して損害を与えた場合でも、市は、損害賠償その他の責任を負わない。

(庶務)

第8条 ロゴマークの使用に関する庶務は、文化スポーツ観光部観光政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に改正前の様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。